

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成26年3月13日
【会社名】	株式会社オプトロム
【英訳名】	OPTROM, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三浦 一博
【本店の所在の場所】	宮城県仙台市青葉区上愛子字松原27番地
【電話番号】	022-392-3711（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 大村 安孝
【最寄りの連絡場所】	宮城県仙台市青葉区上愛子字松原27番地
【電話番号】	022-392-3711（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 大村 安孝
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 25,635,500円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 503,535,500円

（注） 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の理由】

平成26年2月27日付で提出した有価証券届出書の記載事項及び添付資料のうち、一部に訂正すべき事項がありましたので、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権証券）
  - (1) 募集の条件
  - (2) 新株予約権の内容等
- 2 新規発行による手取金の使途
  - (2) 手取金の使途  
調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

- 1 割当予定先の状況
  - (4) 株券等の保有方針
  - (6) 割当予定先の実態
- 4 大規模な第三者割当に関する事項
- 5 第三者割当後の大株主の状況
- 6 大規模な第三者割当の必要性
  - (1) 当該資金調達の背景、目的及び理由  
当社のこれまでの経営状態の現状
  - (2) 当該資金調達の概要および選択した理由  
資金調達方法の概要  
資金調達方法の選択理由
  - (3) 企業行動規範上の手続きに関する事項  
本件第三者割当の相当性

### 第三部 追完情報

- 1 事業等のリスクについて

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

(訂正前)

発行数	29,500個(新株予約権1個につき1,000株)
発行価額の総額	25,635,500円
発行価格	新株予約権1個につき金869円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.869円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1,000個
申込期間	平成26年3月17日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社オプトロム 管理部総務課 宮城県仙台市青葉区上愛子字松原27番地
払込期日	平成26年3月17日(月)
割当日	平成26年3月17日(月)
払込取扱場所	株式会社七十七銀行 芭蕉の辻支店

&lt;後略&gt;

(訂正後)

発行数	29,500個(新株予約権1個につき1,000株)
発行価額の総額	25,635,500円
発行価格	新株予約権1個につき金869円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.869円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1,000個
申込期間	平成26年3月29日(土)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社オプトロム 管理部総務課 宮城県仙台市青葉区上愛子字松原27番地
払込期日	平成26年3月31日(月)
割当日	平成26年3月31日(月)
払込取扱場所	株式会社七十七銀行 芭蕉の辻支店

&lt;後略&gt;

## (2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

&lt;前略&gt;

新株予約権の行使期間	平成26年3月17日から平成28年3月16日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
------------	--

&lt;後略&gt;

(訂正後)

&lt;前略&gt;

新株予約権の行使期間	平成26年3月31日から平成28年3月30日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
------------	--

&lt;後略&gt;

## 2【新規発行による手取金の使途】

### （2）【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

#### （訂正前）

<前略>

(d)：当社は、第3四半期時点の今期予測として年間約221百万円の純損失であり、大幅な営業キャッシュフロー損失となる見込であります。現状のまま推移しますとデジタルコンテンツ事業については横ばい、また金融機関からの借入について返済金額が増加する予定であることから、本年も、既存事業の構造改革で赤字幅を縮小したとしても、新規事業が軌道に乗るまでには保守的に見て165百万円の営業キャッシュフロー損失が発生する見込みです。よって、当社は、平成26年1月から平成26年12月の運転資金として165百万円を必要とすると見込んでおります。なお、平成26年1月から本新株予約権の発行及び行使までの間に不足する事業運転資金を賄うためのつなぎ融資として、平成25年12月17日に株式会社アンビシャスグループより10百万円、及びホライズンパリテートサービス株式会社より平成25年12月25日に10百万円の借入を行い、次いで株式会社アイランド（所在地：福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目1番3号、代表取締役：亀頭隆行）より運転資金及び株式会社アンビシャスグループへの返済資金として平成25年12月27日に50百万円の借入を行っており、当該借入は事業運転資金に充てるものでありますため、当該借入残高50百万円の返済についても平成26年3月から平成26年12月の間の事業運転資金として考え、本第三者割当による手取金により返済予定であります。

<後略>

#### （訂正後）

<前略>

(d)：当社は、第3四半期時点の今期予測として年間約221百万円の純損失であり、大幅な営業キャッシュフロー損失となる見込であります。現状のまま推移しますとデジタルコンテンツ事業については横ばい、また金融機関からの借入について返済金額が増加する予定であることから、本年も、既存事業の構造改革で赤字幅を縮小したとしても、新規事業が軌道に乗るまでには保守的に見て165百万円の営業キャッシュフロー損失が発生する見込みです。よって、当社は、平成26年1月から平成26年12月の運転資金として165百万円を必要とすると見込んでおります。なお、平成26年1月から本新株予約権の発行及び行使までの間に不足する事業運転資金を賄うためのつなぎ融資として、平成25年12月17日に株式会社アンビシャスグループより10百万円、及びホライズンパリテートサービス株式会社より平成25年12月25日に10百万円の借入を行い、次いで株式会社アイランド（所在地：福岡県福岡市中央区舞鶴一丁目1番3号、代表取締役：亀頭隆行）より運転資金及び株式会社アンビシャスグループへの返済資金として平成25年12月27日に50百万円の借入を行っており、当該借入は事業運転資金に充てるものでありますため、当該借入残高60百万円の返済についても平成26年3月から平成26年12月の間の事業運転資金として考え、本第三者割当による手取金により返済予定であります。

<後略>

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### (4) 株券等の保有方針

(訂正前)

合同会社会社コンシェルジュ

当社と合同会社会社コンシェルジュとの間には、本新株予約権及びその行使後の当社株式の継続保有期間に関する取り決めはありません。今回の引受目的は純投資であると表明されており、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら一部を売却する方針と伺っております。また、株式市場への影響を一定程度抑えられるよう合同会社会社コンシェルジュとの間で、新株予約権の行使によって取得した株式の売却については、各月毎にその時点における当社の発行済株式総数の20%までを上限とするという取決めを行いました。

なお、本新株予約権を譲渡する場合には、事前に当社の取締役会の承認が必要である旨が発行条件書に記載されております。

ホライズンパリテートサービス株式会社

当社とホライズンパリテートサービス株式会社との間には、本新株予約権及びその行使後の当社株式の継続保有期間に関する取り決めをしておりますが、同社の代表取締役である武内秀之氏は当社の元取締役であり、今回の引受けも、支援を主目的とした長期保有であることを表明しております。また、株式市場への影響を一定程度抑えられるよう、ホライズンパリテートサービス株式会社との間で、新株予約権の行使によって取得した株式の売却については、各月毎にその時点における当社の発行済株式総数の20%までを上限とするという取決めを行いました。

<後略>

(訂正後)

合同会社会社コンシェルジュ

当社と合同会社会社コンシェルジュとの間には、本新株予約権及びその行使後の当社株式の継続保有期間に関する取り決めはありません。今回の引受目的は純投資であると表明されており、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら一部を売却する方針と伺っております。また、株式市場への影響を一定程度抑えられるよう合同会社会社コンシェルジュとの間で、新株予約権の行使によって取得した株式の売却については、割当先全体の合計で、各月毎にその時点における当社の発行済株式総数の20%までを上限とするという取決めを行いました。具体的な実行方法としましては、毎月月初に当月売却できる株式量(以下「当月売却可能量」といいます。)を計算して各割当先に通知するとともに、割当先が売却した場合にはすみやかに通知を受け、売却を行った株数を減算して更新した当月売却可能量を再度各割当先に通知することにより、制限以上の売却をしないように求めます。

なお、本新株予約権を譲渡する場合には、事前に当社の取締役会の承認が必要である旨が発行条件書に記載されております。

ホライズンパリテートサービス株式会社

当社とホライズンパリテートサービス株式会社との間には、本新株予約権及びその行使後の当社株式の継続保有期間に関する取り決めをしておりますが、同社の代表取締役である武内秀之氏は当社の元取締役であり、今回の引受けも、支援を主目的とした長期保有であることを表明しております。また、株式市場への影響を一定程度抑えられるよう、ホライズンパリテートサービス株式会社との間で、新株予約権の行使によって取得した株式の売却については、割当先全体の合計で、各月毎にその時点における当社の発行済株式総数の20%までを上限とするという取決めを行いました。具体的な実行方法としましては、毎月月初に当月売却できる株式量(以下「当月売却可能量」といいます。)を計算して各割当先に通知するとともに、割当先が売却した場合にはすみやかに通知を受け、売却を行った株数を減算して更新した当月売却可能量を再度各割当先に通知することにより、制限以上の売却をしないように求めます。

<後略>

## (6) 割当予定先の実態

(訂正前)

&lt;前略&gt;

ホライズンパリティートサービス株式会社から、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がないとの旨の確認書をいただいております。当社はコンプライアンスの遵守から、第三者の信用調査会社（株式会社トクチョー）に調査を依頼しました。その内容は、対象企業・対象個人に係る各関係機関への行為情報、訴訟歴確認の照会等です。その調査結果として、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。

なお、武内秀之氏は、イニシア・スター証券株式会社が、関東財務局から平成22年4月19日、平成22年12月1日、平成24年12月5日にの3回にわたり行政処分を受けた当時、同社の監査役でありました。当該行政処分について当社として調査・確認しましたところ、当社としては武内秀之氏に問題ないと判断致しました。また、武内秀之氏は以前、平成24年8月2日に関東財務局から行政処分を受けたWith Asset Management株式会社の取締役でありましたが、With Asset Management株式会社が行政処分を受ける2年前に既に役員を退任しております。当該行政処分について当社として調査・確認しましたところ、当社としては武内秀之氏に問題ないと判断致しました。

&lt;後略&gt;

(訂正後)

&lt;前略&gt;

ホライズンパリティートサービス株式会社から、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がないとの旨の確認書をいただいております。また、当社はコンプライアンスの遵守から、第三者の信用調査会社（株式会社トクチョー）に調査を依頼しました。その内容は、対象企業・対象個人に係る各関係機関への行為情報、訴訟歴確認の照会等です。その調査結果として、当該割当予定先の代表取締役又は主要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。

なお、武内秀之氏は、イニシア・スター証券株式会社が、関東財務局から平成22年4月19日、平成22年12月1日、平成24年12月5日の3回にわたり行政処分を受けた当時、同社の監査役でありました。当該行政処分について当社として調査・確認しましたところ、当社としては武内秀之氏に問題ないと判断致しました。また、武内秀之氏は以前、平成24年8月2日に関東財務局から行政処分を受けたWith Asset Management株式会社の取締役でありましたが、With Asset Management株式会社が行政処分を受ける2年前に既に役員を退任しております。当該行政処分について当社として調査・確認しましたところ、当社としては武内秀之氏に問題ないと判断致しました。また、念のため、ホライズンパリティートサービス株式会社の他の役員に関しても、第三者の信用調査会社（株式会社トクチョー）に調査を依頼しまして、現在調査中です。

&lt;後略&gt;

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

（訂正前）

<前略>

本新株予約権の目的である株式の総数29,500,000株に対する議決権数は29,500個となり、現在の当社の総議決権数34,250個に対して86.13%の希薄化が生じ、株式価値の希薄化につながることになります。

<中略>

また、株式市場へ急激な影響を与えないよう、合同会社社会コンシェルジュ及びホライズンパリティートサービス株式会社との間で、新株予約権の行使によって取得した株式の売却については、各月毎にその時点における当社の発行済株式総数の20%までを上限とするという取決めを行うことによって、急激な稀釈化を一定程度防止できますことから、市場及び既存の株主様に対する影響も一定程度抑えられると考えております。

<後略>

（訂正後）

<前略>

本新株予約権の目的である株式の総数29,500,000株に対する議決権数は29,500個となり、現在の当社の総議決権数35,250個に対して83.69%の希薄化が生じ、株式価値の希薄化につながることになります。

<中略>

また、株式市場へ急激な影響を与えないよう、合同会社社会コンシェルジュ及びホライズンパリティートサービス株式会社との間で、新株予約権の行使によって取得した株式の売却については、割当先全体の合計で、各月毎にその時点における当社の発行済株式総数の20%までを上限とするという取決めを行うことによって、出来高の急増や株価の急激な下落といった急激な稀釈化による市場及び既存の株主様に対する影響も一定程度抑えられると考えております。

<後略>



## 5【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株) (注)1	総議決権 数に対する 所有議決 権の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株) (注)2	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の所 有株式数 (株) (注)3	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
合同会社社コ ンシェルジュ	東京都港区芝浦3 丁目14番19号大成 ビル6F	-	-	23,000,000	36.08	23,000,000	33.45
ホライズンパ リテートサー ビス株式会 社	東京都中央区築地 2-7-12山京ビ ル5階	-	-	6,500,000	10.20	6,500,000	9.45
株式会社ネット スタジアム	東京都港区海岸3 丁目9番15号 LOOP-X 7F	1,000,000	2.920	-	-	5,000,000	7.20
株式会社エフ ティ・ビジネ ス・デベロッ PMENT	東京都中央区日本 橋茅場町1丁目8 番1号	4,005,000	12.05	4,005,000	6.28	4,005,000	5.83
有限会社パ ルテック	東京都武蔵村山市 学園5丁目11-25	1,000,000	3.01	1,000,000	1.57	1,000,000	1.45
エムティホ ールディン グス株式 会社	東京都港区赤坂4 -1-30 AKABISHI - 4F	1,000,000	3.01	1,000,000	1.57	1,000,000	1.45
酒巻 孝司	神奈川県横浜市磯 子区	780,000	2.35	780,000	1.27	780,000	1.13
長砂 博文	鳥取県八頭郡八頭 町	626,000	1.88	626,000	0.98	626,000	0.91
サトシマ ヨ シアキ	大阪府三島郡島本 町	617,000	1.86	617,000	0.97	617,000	0.90
玉岡 正光	兵庫県姫路市	565,000	1.70	565,000	0.89	565,000	0.82
松田 孝	神奈川県横浜市西 区	562,000	1.69	562,000	0.89	562,000	0.82
飯尾 忠一	兵庫県加西市	437,000	1.31	437,000	0.69	437,000	0.64
岡田 直規	千葉県千葉市花見 川区	368,000	1.11	368,000	0.58	368,000	0.54
計	-	9,960,000	32.00	39,460,000	61.91	45,460,000	64.66

(注)1. 平成25年9月30日現在の株主名簿を基準とし、直近の当社新株予約権の行使状況および直近の主要株主の当社株式の保有状況を加味して記載をしております。本提出日現在の議決権を有する発行済株式数は34,256,000株であります。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年9月30日現在の発行済株式数と直近の当社新株予約権の行使状況および直近の主要株主の当社株式の保有状況を加味したものを発行済株式数として、本新株予約権の目的である株式の総数29,500,000株を加えて算定しております。その内訳は以下のとおりです。

合同会社社コンシェルジュに割当てる本新株予約権の目的である株式の総数23,000,000株を加えて算定しております。

ホライズンパリテートサービス株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数6,500,000株を加えて算定しております。

3. 割当後の所有株式数に平成25年2月18日に株式会社ネットスタジアムに割当てる新株予約権の目的である株式の総数5,000,000株を加えて算定しております。また、全ての新株予約権の目的である株式が行使された場合の発行済株式数は、68,750,000株となります。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株) (注) 1	総議決権 数に対する所有議 決権の割 合(%)	割当後の所 有株式数 (株) (注) 2	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の所 有株式数 (株) (注) 3	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
合同会社社コ ンシェルジュ	東京都港区芝浦3 丁目14番19号大成 ビル6F	-	-	23,000,000	35.52	23,000,000	33.45
ホライズンパ リテートサー ビス株式会 社	東京都中央区築地 2-7-12山京ビ ル5階	-	-	6,500,000	10.04	6,500,000	9.45
株式会社ネット スタジアム	東京都港区海岸3 丁目9番15号 LOOP-X 7F	1,000,000	2.84	1,000,000	1.54	5,000,000	7.27
株式会社エフ ティ・ビジネ ス・デベロッ PMENT	東京都中央区日本 橋茅場町1丁目8 番1号	4,005,000	11.36	4,005,000	6.19	4,005,000	5.83
有限会社パル テック	東京都武蔵村山市 学園5丁目11-25	1,000,000	2.84	1,000,000	1.54	1,000,000	1.45
エムティホール ディングス株式 会社	東京都港区赤坂 3-21-16SKI ビル3階	1,000,000	2.84	1,000,000	1.54	1,000,000	1.45
酒巻 孝司	神奈川県横浜市磯 子区	780,000	2.21	780,000	1.20	780,000	1.13
長砂 博文	鳥取県八頭郡八頭 町	626,000	1.78	626,000	0.97	626,000	0.91
サトシマ ヨシ アキ	大阪府三島郡島本 町	617,000	1.75	617,000	0.95	617,000	0.90
玉岡 正光	兵庫県姫路市	565,000	1.60	565,000	0.87	565,000	0.82
松田 孝	神奈川県横浜市西 区	562,000	1.59	562,000	0.87	562,000	0.82
飯尾 忠一	兵庫県加西市	437,000	1.24	437,000	0.67	437,000	0.64
岡田 直規	千葉県千葉市花見 川区	368,000	1.04	368,000	0.57	368,000	0.54
計	-	10,960,000	31.09	40,460,000	62.49	44,460,000	64.67

(注) 1. 平成25年9月30日現在の株主名簿を基準とし、直近の当社新株予約権の行使状況および直近の主要株主の当社株式の保有状況を加味して記載をしております。本提出日現在の議決権を有する発行済株式数は35,256,000株であります。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年9月30日現在の発行済株式数と直近の当社新株予約権の行使状況および直近の主要株主の当社株式の保有状況を加味したものを発行済株式数として、本新株予約権の目的である株式の総数29,500,000株を加えて算定しております。その内訳は以下のとおりです。

合同会社社コンシェルジュに割当てる本新株予約権の目的である株式の総数23,000,000株を加えて算定しております。

ホライズンパリテートサービス株式会社に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数6,500,000株を加えて算定しております。

3. 割当後の所有株式数に平成25年2月18日に株式会社ネットスタジアムに割当てた新株予約権の目的である株式の総数4,000,000株を加えて算定しております。また、全ての新株予約権の目的である株式が行使された場合の発行済株式数は、68,756,000株となります。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

### (1) 当該資金調達の概要および選択した理由

当社のこれまでの経営状態の現状

#### (訂正前)

<前略>

なお、資金の調達手段として、既に発行されており株式会社ネットスタジアムが所有しております新株予約権の行使についても検討し、株式会社ネットスタジアムに対し行使するようにお願いをいたしましたところ、株式会社ネットスタジアムは平成26年1月22日および平成26年2月25日に各1百万株相当の行使をされ、各12百万円（合計24百万円）の払込をいただきました。しかしながら、当該払込資金である24百万円では既存事業の構造改革及び新規事業開発費用としては不足しております。加えて、同新株予約権は「2.(1) 当該資金調達の背景、目的及び理由」に記載のとおり当初は当社の本社敷地内における太陽光発電事業の準備資金に充当するために発行したものであり、当社の本社敷地内での太陽光発電事業を断念し、そのため株式会社ネットスタジアムから太陽光発電事業を目的とした資本関係については解消し今後は純投資目的として新株予約権を保有する旨の表明をいただいている現状であります。従って当初の目的外の使用でありますため行使を強く要請できないものと考えております。また、たとえ残存の新株予約権の全株数について行使があったとしても手取金額は60百万円であり、既存事業の構造改革及び新規事業開発費用として想定した金額である295百万円には不足するものであります。

<後略>

#### (訂正後)

<前略>

なお、資金の調達手段として、既に発行されており株式会社ネットスタジアムが所有しております新株予約権の行使についても検討し、株式会社ネットスタジアムに対し行使するようにお願いをいたしましたところ、株式会社ネットスタジアムは平成26年1月22日、平成26年2月25日および平成26年3月11日に各1百万株相当の行使をされ、各12百万円（合計36百万円）の払込をいただきました。しかしながら、当該払込資金である36百万円では既存事業の構造改革及び新規事業開発費用としては不足しております。加えて、同新株予約権は「2.(1) 当該資金調達の背景、目的及び理由」に記載のとおり当初は当社の本社敷地内における太陽光発電事業の準備資金に充当するために発行したものであり、当社の本社敷地内での太陽光発電事業を断念し、そのため株式会社ネットスタジアムから太陽光発電事業を目的とした資本関係については解消し今後は純投資目的として新株予約権を保有する旨の表明をいただいている現状であります。従って当初の目的外の使用でありますため行使を強く要請できないものと考えております。また、たとえ残存の新株予約権の全株数について行使があったとしても手取金額は48百万円であり、既存事業の構造改革及び新規事業開発費用として想定した金額である295百万円には不足するものであります。

<後略>

## (2) 当該資金調達の概要および選択した理由

## 資金調達方法の概要

## (訂正前)

## &lt; 前略 &gt;

- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式数は29,500,000株(うち合同会社社会社コンシェルジュ引受分は23,000,000株、ホライズンパリティートサービス株式会社引受分7,000,000株)で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されております。また、行使価額も修正条項が付されたものではなく、固定されております。
- (c) 本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込金額(発行価額)で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
- (d) 本新株予約権は、譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。
- (e) 株式市場へ急激な影響を与えないよう、割当予定先各々の新株予約権の行使によって取得した株式の売却については、両社合わせて各月毎にその時点における当社の発行済株式総数の20%までを上限とすることによって、急激な稀釈化を一定程度防止できますことから、市場及び既存の株主様に対する影響も一定程度抑えられると考えます(なお、上限を20%としたのは、当社の直近一年間の月毎出来高平均は当該月発行済株式総数の23.3%であり、かつ直前3ヶ月の月毎の出来高は当該月発行済株式総数の約36~102%であるため20%という売却量は、市場において吸収可能な量であると判断したためです。)

## &lt; 後略 &gt;

## (訂正後)

## &lt; 前略 &gt;

- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式数は29,500,000株(うち合同会社社会社コンシェルジュ引受分は23,000,000株、ホライズンパリティートサービス株式会社引受分6,500,000株)で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されております。また、行使価額も修正条項が付されたものではなく、固定されております。
- (c) 本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込金額(発行価額)で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。
- (d) 本新株予約権は、譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。
- (e) 株式市場へ急激な影響を与えないよう、割当予定先各々の新株予約権の行使によって取得した株式の売却については、両社合わせて各月毎にその時点における当社の発行済株式総数の20%までを上限とすることによって、出来高の急増や株価の急激な下落といった急激な稀釈化による市場及び既存の株主様に対する影響も一定程度抑えられると考えます(なお、上限を20%としたのは、当社の直近一年間の月毎出来高平均は当該月発行済株式総数の23.3%であり、かつ直前3ヶ月の月毎の出来高は当該月発行済株式総数の約36~102%であるため20%という売却量は、市場において吸収可能な量であると判断したためです。)

## &lt; 後略 &gt;

## 資金調達方法の選択理由

(訂正前)

&lt;前略&gt;

また、本スキームは、本日現在の当社の総議決権に対し86.13%の希薄化が生じ、1株当たりの株式価値の希薄化が生じますが、前項の本スキームの特徴に記載しましたように、当社と引受先との間で行使を要請できるコミットメント契約を締結すること、及び一定の手続を経て本新株予約権の全部又は一部を取得することができることから、当社が行使を一定程度コントロールできます。さらに、取得した株式の売却について各月毎に当社の発行済株式総数の20%までを上限とすることで一定程度急激な希釈化を防止できますことから、市場及び既存の株主様に対する影響も一定程度抑えられると考えるところ、むしろ、この本新株予約権発行による資金調達により債務超過を解消し、運転資金を確保するとともに、既存事業の維持・構造改革を推し進め、また新規事業を開始することによって、当社の企業価値を高めることができるものと考えますので、株主価値の向上につながるものと確信しております。

&lt;後略&gt;

(訂正後)

&lt;前略&gt;

また、本スキームは、本日現在の当社の総議決権に対し83.69%の希薄化が生じ、1株当たりの株式価値の希薄化が生じますが、前項の本スキームの特徴に記載しましたように、当社と引受先との間で行使を要請できるコミットメント契約を締結すること、及び一定の手続を経て本新株予約権の全部又は一部を取得することができることから、当社が行使を一定程度コントロールできます。さらに、取得した株式の売却について各月毎に当社の発行済株式総数の20%までを上限とすることで出来高の急増や株価の急激な下落といった急激な希釈化による市場及び既存の株主様に対する影響も一定程度抑えられると考えるところ、むしろ、この本新株予約権発行による資金調達により債務超過を解消し、運転資金を確保するとともに、既存事業の維持・構造改革を推し進め、また新規事業を開始することによって、当社の企業価値を高めることができるものと考えますので、株主価値の向上につながるものと確信しております。

&lt;後略&gt;

## (3) 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当の相当性

(訂正前)

&lt;前略&gt;

資金調達の方法として、借入、社債発行等ではなく、本件第三者割当を選択した点については、上記のとおり、当社は債務超過の状態に陥っており、金融機関からの借入れについては返済猶予を受けている状態にあることから、負債性の資金調達を行うことは妥当ではなく、資本性の資金を調達することによって、資本増強を図ることが相当であると認められ、また、当社の財務状態からすれば、公募による資金調達を行うことは不確実性を伴うと言わざるを得ず、迅速かつ確実な資金調達の方法として、本件第三者割当を選択したことには、十分な合理性が認められる。もっとも、本件第三者割当に伴う希薄化率については、結果として86.13%の希薄化が生じることとなることが見込まれ、その上、当社は、合同会社社会コンシェルジュとの間において、平成26年3月末日までに5,000万円相当の本件新株予約権を行使するという内容を含んだコミットメント契約を締結する予定であり、また、ホライズンパリティートサービス株式会社との間においても、ホライズンパリティートサービス株式会社が、当社が株式会社未咲の株式取得のために必要と判断した際にホライズンパリティートサービス株式会社に対して新株予約権の行使を要請した場合には、ホライズンパリティートサービス株式会社は550万円相当を上限として本件新株予約権を行使する義務を負うことを内容とするコミットメント契約を締結する予定であるため、急激かつ継続的な希薄化が生じる可能性がある。しかしながら、本新株予約権発行は、それによって、債務超過の解消及び新規事業の着手が可能となり、そこからの収益をもって、当社の財務状況を改善させることにつながるため、既存株主にとっても、合理的であると認められる。かえって、合同会社社会コンシェルジュ及びホライズンパリティートサービス株式会社との間の上記合意については、当社が財務状況を改善させるための資金を確実に入手することを可能にするものであり、既存株主にとって利益になると認められる。加えて、資金調達の規模についても必要な資金の規模と連動しており、本件第三者割当による希薄化率が合理的範囲を逸脱していないとの判断を覆すに足る理由は見出せない。また、当社は、合同会社社会コンシェルジュ及びホライズンパリティートサービス株式会社との間において、各月毎にその時点における当社の発行済株式総数の20%を上限とするという合意をする予定であるため、株式市場に急激な影響が生じることは防止されており、その点において、既存株主への影響も一定程度に限定されている。

&lt;後略&gt;

(訂正後)

<前略>

資金調達の方法として、借入、社債発行等ではなく、本件第三者割当を選択した点については、上記のとおり、当社は債務超過の状態に陥っており、金融機関からの借入れについては返済猶予を受けている状態にあることから、負債性の資金調達を行うことは妥当ではなく、資本性の資金を調達することによって、資本増強を図ることが相当であると認められ、また、当社の財務状態からすれば、公募による資金調達を行うことは不確実性を伴うと言わざるを得ず、迅速かつ確実な資金調達の方法として、本件第三者割当を選択したことには、十分な合理性が認められる。もっとも、本件第三者割当に伴う希薄化率については、結果として83.69%の希薄化が生じることとなることが見込まれ、その上、当社は、合同会社社会社コンシェルジュとの間において、平成26年3月末日までに5,000万円相当の本件新株予約権を行使するという内容を含んだコミットメント契約を締結する予定であり、また、ホライズンパリティートサービス株式会社との間においても、ホライズンパリティートサービス株式会社が、当社が株式会社未咲の株式取得のために必要と判断した際にホライズンパリティートサービス株式会社に対して新株予約権の行使を要請した場合には、ホライズンパリティートサービス株式会社は550万円相当を上限として本件新株予約権を行使する義務を負うことを内容とするコミットメント契約を締結する予定であるため、急激かつ継続的な希薄化が生じる可能性がある。しかしながら、本新株予約権発行は、それによって、債務超過の解消及び新規事業の着手が可能となり、そこからの収益をもって、当社の財務状況を改善させることにつながるため、既存株主にとっても、合理的であると認められる。かえって、合同会社社会社コンシェルジュ及びホライズンパリティートサービス株式会社との間の上記合意については、当社が財務状況を改善させるための資金を確実に入手することを可能にするものであり、既存株主にとって利益になると認められる。加えて、資金調達の規模についても必要な資金の規模と連動しており、本件第三者割当による希薄化率が合理的範囲を逸脱していないとの判断を覆すに足る理由は見出せない。また、当社は、合同会社社会社コンシェルジュ及びホライズンパリティートサービス株式会社との間において、各月毎に、両社の合計で、その時点における当社の発行済株式総数の20%を上限とするという合意をする予定であるため、株式市場に急激な影響が生じることは防止されており、その点において、既存株主への影響も一定程度に限定されている。

<後略>

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

（訂正前）

<前略>

#### (14) 株式価値の希薄化に関わるリスク

当社は平成26年2月27日開催の当社取締役会において、合同会社社会コンシェルジュ、ホライズンパリティートサービス株式会社を割当予定先とする本新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当社の総議決権数は34,250個（直前の基準日である平成25年9月30日に現在までの新株予約権の行使状況を加えた数）であり、今回、各割当先に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数29,500,000株に係る議決権数は29,500個となり、当社の総議決権数に対する希薄化率は86.13%と株式の希薄化率は25.0%以上になり、相応の株式価値の希薄化につながることであります。

<後略>

（訂正後）

<前略>

#### (14) 株式価値の希薄化に関わるリスク

当社は平成26年2月27日開催の当社取締役会において、合同会社社会コンシェルジュ、ホライズンパリティートサービス株式会社を割当予定先とする本新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当社の総議決権数は35,250個（直前の基準日である平成25年9月30日に現在までの新株予約権の行使状況を加えた数）であり、今回、各割当先に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数29,500,000株に係る議決権数は29,500個となり、当社の総議決権数に対する希薄化率は83.69%と株式の希薄化率は25.0%以上になり、相応の株式価値の希薄化につながることであります。

<後略>

以上